

医療情報の提供のあり方等に関するこれまでの議論

資料目次

1. 都道府県を通じた医療機関に関する情報提供について . . . P. 1
2. 広告規制の見直しについて . . . P. 6
3. 医療機関等に関する情報提供に関連するその他の事項について . . . P. 17
4. 医療提供体制に関する意見 . . . P. 21
5. 参考資料
 - 「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律」
関係資料 . . . P. 23

1. 都道府県を通じた医療機関に関する情報提供について

都道府県を通じた医療機関に関する情報提供について

◆ 医療提供体制に関する意見中間まとめ（抜粋）

1. 患者・国民の選択の支援

（1）医療機関等についての患者・国民の選択の支援

① 広告を含めた医療機関等からの積極的な情報提供の推進

- 患者・国民の選択を支援するため、医療機関等が行う情報提供について、広告可能な事項の中から任意のものを広告できるとするだけでなく、医療機関等が、その施設の医療機能に係る正確な一定の情報を、積極的に提供する仕組みに改めるべきである。

具体的には、医療機関等が、その施設の医療機能に関する一定の情報を都道府県に届け出て、都道府県が、住民の選択を支援する情報提供という趣旨で、それらの情報を集積してインターネット等で住民にわかりやすく情報提供する枠組みを制度化することが考えられる。

その際の「一定の情報」の範囲をどのようなものとするか等枠組みの詳細について、具体的な検討を進めることとする。

④ 公的機関等による医療に関する情報提供

- 医療機関が届け出た情報を都道府県が集積して住民にわかりやすく提供する枠組みの制度化を図るほか、医療計画に記載される地域の医療機能や医療水準等についても、都道府県が住民に対しわかりやすく提供する枠組みを設けるべきである。

◆ 具体的方策（案）

1. 基本的方向性

- 患者・国民の選択を支援するため、施設の医療機能に関する一定の情報について都道府県へ届け出ることを医療機関（病院、診療所、助産所）の義務とし、都道府県がそれらの情報を集積してインターネット等で住民にわかりやすく公表（情報提供）する仕組みを医療法に位置付けることとする。

2. 具体的制度の枠組み（案）

(1) 一定の情報の範囲について

- 医療機関から都道府県への届出の対象となる「一定の情報」については、広告できる事項の中から選定することを基本としつつ、客観的な事項として、患者や地域住民による医療機関の選択の支援に資するという観点から考えていくこととしてはどうか。例えば、以下のような事項が考えられるのではないか。

<一定の情報の例（案）>

- 医療機関の属性に関する事項（名称、電話番号、住所、法令等による指定・承認のうち一定のもの 等）
- 勤務する医師等医療従事者に関する事項（医師等の略歴、専門医資格の有無 等）
- 医療機関の管理・運営に関する事項（管理者、診療日・診療時間、予約診療の実施、安全管理体制、個人情報保護の取組 等）
- 医療機関の有する構造設備、人員に関する事項（入院施設の有無、病床数、人員配置状況、設備機器 等）
- 情報提供や他の医療機関との連携の体制に関する事項（クリティカルパスの実施、他の医療機関との連携の状況、診療情報の提供、相談、セカンドオピニオンの実施 等）

- 医療機関において行う医療の内容（医療機能）に関する事項（診療科名、検査・手術、在宅医療の実施、専門外来の設置 等）
- 医療の提供の過程、結果に関する事項（平均在院日数、患者数 等）
- 医療機関が提供する医療以外のサービスに関する事項（入院患者への医療以外のサービスと費用、外国語対応、明細付領収証発行の有無 等）
- 診療に関連する事業の実施に関する事項（予防接種、治験 等）

- 一定の情報の範囲については、広告できる事項の見直しや広告に関するガイドライン策定・見直し等を行う少人数の検討会において、当医療部会における議論を踏まえ、具体的に決定することとしてはどうか。
- なお、既に先進的な取組を進めている都道府県があることに配慮し、国が定める届出情報に加えて、都道府県が、独自に、情報の範囲を追加できるようにしてはどうか。

(2) 公表の方法について

- 医療機関から届出のあった医療機能に関する情報については、患者や地域住民が医療機関を選択しやすいように、わかりやすい方法で提供されることを基本的な考え方とする。
- 具体的には、都道府県の開設するホームページにおいて公表されることを基本としてはどうか。その際、ホームページの検索機能により、特定の医療機能を持った医療機関の一覧を入手可能とするなど、医療機関の選択に資する形で提供されることを求めることとしてはどうか。
- インターネットを利用しない患者や地域住民についても、医療機関の選択に当たって必要な情報を容易に入手できるよう、各都道府県の取組として、都道府県や保健所の窓口や電話サービスによる情報提供が行われる

よう促すこととしてはどうか。

- 都道府県宛に届け出られた情報については、各医療機関においても患者が閲覧できるようにしてはどうか。
- なお、届け出られた医療機能に関する情報は、見直し後の医療計画制度において医療連携体制の機能を明示する際にも活用するなど、医療計画制度とも十分に調整をとりながら行うことが望ましいのではないか。

(3) 情報の届出・更新の方法について

- 医療機関や都道府県への過度の負担を避ける観点から、各医療機関から都道府県への届出は、原則として年1回とし、更新時期は、各都道府県において定めることとしてはどうか。
- 届出の対象となる情報のうち患者の選択にとって特に必要であると考えられる情報については、変更後速やかに都道府県への届出を求めることとしてはどうか。
- 届出の対象となる情報に変更が生じた場合に医療機関からの申出による更新を認めるなど、都道府県において柔軟に運用できるようにしてはどうか。
- 届出の対象となる情報の中には、医療法や他法令において、既に都道府県に対し届出を行うことが義務付けられているものもあるので、このような情報の精査やその取扱いについては、医療機関等の負担の軽減という観点から、少人数の検討会（上記(1)参照。）において一定の情報の範囲を精査する際に、あわせて検討することとしてはどうか。

(4) 届出義務違反等への罰則の適用について

- 医療機関による都道府県への届出義務違反や虚偽の報告に対する罰則の適用については、広告規制違反における罰則の適用の見直しと同様の趣旨から、

- ・ 届出義務違反や虚偽報告に対する是正命令の権限を新たに医療法に設ける
- ・ この命令に違反した場合には、医療法における業務停止等の命令（行政上の措置）の対象とすることにより、正確な内容の届出を担保することとし、罰則は適用しないこととしてはどうか。